

建設工事ランク付けの総合数値算出方法、昇格要件について記載しています

(1) 次の式により算出した総合数値により、7月上旬にランク替えを行います。

①+②=総合数値	
① 経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の総合評定値（P）点 5月31日（休日、祝日の場合は翌営業日）までに本市契約検査課に提出された最新の「経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書」（以下「経審」とする。）をもとに算定しています。 ※ただし5月31日（休日、祝日の場合は翌営業日）に有効な経審が本市契約検査課へ提出のない場合は、建築工事・土木工事・舗装工事についてはCランクに、管工事についてはBランクにランク付けされます。	
② 市発注工事の成績 (過去5年度の工事成績平均点－60点) × 2 ※過去5年度の間に市発注工事の実績がない場合の工事成績平均点は60点とし、加算点はありません。	

(2) 昇格要件

貝塚市建設工事指名業者選定要綱第11条（昇格の要件）

- ① 昇格する前に1年以上の在級期間を有していること。
- ② 昇格する前1年以内に入札参加資格停止措置を受けていないこと。
- ③ 土木及び建築工事におけるAランクへの昇格は、建設業法による特定建設業の許可を有していること。

●在級期間と昇格の例

例：土木工事、建築工事

A		↑	↑
B 1	↑		
B 2		↑	
C			↑
	○ C→B 1への昇格 ※新規参入業者については、在級期間1年未満のため不可。	○ B 2→Aへの昇格 ※ただし、土木、建築のAランクへの昇格は特定建設業の許可を要する。	× C→Aへの昇格はできません。 ※二段階以上の飛び昇格は不可。

例：舗装工事

A		↑
B 1	↑	
B 2		
C		↑
	○ C→B 1への昇格 ※新規参入業者については、在級期間1年未満のため不可。	× C→Aへの昇格はできません。 ※二段階以上の飛び昇格は不可。